

沼津市職員研修業務の概要

この沼津市職員集合研修業務の概要は、沼津市（以下「委託者」という。）と受託者が契約する「令和3年度沼津市職員集合研修業務委託」（以下「業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

1 目的

この業務は、沼津市人材育成基本方針に基づく研修所研修の集合研修として各階層・職責に応じた基本的な知識・技能の習得を目的に実施するものとする。

2 業務内容

この業務の内容は、職員集合研修のデザイン、実施及び効果測定とし、別紙2によるものとする。

3 研修科目

この業務の研修科目は、別紙3の区分に掲げるものとする。

4 委託料

この業務の委託料は、実績に応じて、業務実施報告後に受託者の請求に基づき支払うものとする。

5 その他

この契約に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。